

住民監査請求の結果の概要

(「ドイツ友好提携記念事業等外国出張旅費」に関する件及び「ドイツ商談コーディネーター事業等外国出張旅費」に関する件)

1 監査の結果

平成 27 年 7 月 24 日に受理した 2 件の住民監査請求について、同一の理由に基づくものであるため、併合して監査を行い、監査委員の合議により請求人の主張には理由がないと認め、平成 27 年 9 月 18 日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

ドイツ・シュツットガルトで平成26年11月に行われた、本県とドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業に合わせて、国際課はドイツ友好提携記念事業等で3名、国際ビジネス課はドイツ商談コーディネーター事業等で2名の職員を派遣しているが、ドイツでの仕事がない中、各課1名で十分であり、それを超える人数の職員を出張させたのは不適切な判断で、その旅費を支出したことは不当であることから、当該費用の補てんを国際課長及び国際ビジネス課長に求める。

3 判断の理由

(1) 本件外国出張の派遣職員数の不当性の有無

本件外国出張に係る派遣職員数は、「旅費事務の手引き（法規編）」等の規定に基づき方針伺いを行い、知事決裁により国際課職員3名及び国際ビジネス課職員2名と決定されたものである。

本件外国出張は時差を伴う遠隔地で行われるものであり、両課それぞれの業務内容はもとより、複数の業務が同時並行的に進められる場合への対応、不測の事態への対応などに備えて検討する必要があったことが認められ、少なくとも2名が必要であるとの判断に対して、裁量権の濫用とは言い難い。

国際課3名及び国際ビジネス課2名と決定されたことについては、それぞれが想定される業務内容を踏まえて判断したものであり、業務の進行状況に応じて必要な判断・指示や、不測の事態が発生した場合における組織的な判断、対応に備えたものと認められ、実績からみても、各課の業務内容に照らし、派遣職員数の1名を超える部分が過剰であったと判断される材料を見出すことはできない。

したがって、本件外国出張に国際課3名及び国際ビジネス課2名の職員を派遣したことについては、著しく裁量権の範囲を逸脱し、濫用に至るほどの不当な点があったとは認められない。

(2) 本件外国出張の旅費支出の違法性・不当性の有無

派遣職員数決定から旅行命令手続き、旅費の支出は、「職員の旅費に関する条例」及び「旅費事務の手引き（法規編）」等の諸規定に基づき適切に処理されたものであると認められる。

以上のことから、当該出張による公金の支出に違法又は不当性は認められないため、費用の補てんを求めることには理由がない。